

松本短期大学

研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、松本短期大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保することを目的とする。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学の専任教員、非常勤教員、共同研究者及び学生等をはじめ、本学において研究活動に従事するすべての者、並びに本学の研究費を使用し、又は本学の施設・設備や研究誌を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

(不正行為の定義)

第3条 この規程において、不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

(1) 研究上の不正行為

- ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- イ 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為
- エ 以上のア～ウに掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害を行う行為

(2) その他の不正行為

- ア 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- イ 人権等の侵害 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
- ウ 不適切な研究費使用等 法令又は研究費を配分した機関が定める規則等及び本学の規程等に違反して研究費を不正に請求、受給又は執行する行為
- エ その他、本学の研究者として研究者の行動規範に著しく反する行為

(研究者の行動規範)

第4条 研究に携わるすべての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動における不正行為を行わない、関与しないことは勿論、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、若手研究者及び学生等に対し、常に研究活動の本

質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。

(不正行為の禁止)

第5条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また不正行為の防止に努めなければならない。

(研究倫理委員会)

第6条 研究活動の不正行為に係る調査及び審査は、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(総括及び処理)

第7条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、学長が総括し、研究倫理委員会が処理する。

(通報窓口)

第8条 不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するため、不正行為に係る通報及び情報提供のための窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報窓口は、申立者及び情報提供者等の人権、個人情報等を保護しなければならない。

3 通報窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に係る申立て、情報提供及び第12条に定める告発等の受付け

(2) 不正行為に係る申立て及び提供情報の委員会への取次ぎ

4 通報窓口は、法人事務局長とする。法人事務局長は、法人事務局職員の中から代理の者を指名して通報窓口に加えることができる。

(不正行為に係る申立て、情報提供)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者は、通報窓口へ申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、申立者の氏名等を記載した上で申立書を通報窓口へ提出することにより行うものとする。ただし、申立者は、その後の手続き等における氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生日から起算して、5年以内に行わなければならない。

4 第2項の申立書の提出方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会など、任意の方法とする。ただし、電話、電子メール等による申立てで申立書の提出がその場ではできないときは、後日速やかに申立書を提出するものとする。

5 不正行為に係る情報提供の手続きは、不正行為に係る申立てに準じて行うものとする。

(職権による調査)

第10条 学長は、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、第8条に定める通報窓口への申立てが無くとも、理事長の承認を得て研究倫理委員会へ調査の開始を命ずることができる。

(調査)

第11条 研究倫理委員会は、第8条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、30日以内に調査を開始しなければならない。

2 研究倫理委員会は、調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

(審理及び判定)

第12条 研究倫理委員会は、前条の調査結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

2 研究倫理委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 研究倫理委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望したものについては、通報窓口を通じて通知するものとする。

4 学長は、当該通報等の内容が法律等に違反する恐れがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

(異議申立て)

第13条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、通報窓口を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。

2 第1項の異議申し立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(再審理)

第14条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに研究倫理委員会に対し再審理を命ずるものとする。

2 研究倫理委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第11条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

3 研究倫理委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第15条 研究倫理委員会は、第11条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

2 研究倫理委員会は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、研究倫理委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

二 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知

三 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

四 その他不正行為の排除のために必要な措置

3 研究倫理委員会は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該制定の概要について公表するものとする。

(調査対象者の保護)

第16条 研究倫理委員会は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、研究倫理委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第17条 研究倫理委員会は第8条から第12条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第18条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第19条 本学の教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究倫理委員会は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 不正項に係る申立てに係った者は、関係者の名誉、プライバシーその他の

人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第21条 研究倫理委員会は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者について、研究倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び研究倫理委員会は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第22条 研究上の不正行為が生じた場合における措置に関する事務は、法人事務局総務部において処理する。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、学長が理事長に上申し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年5月20日から施行する。